アジア女性基金ニュース

2006.3.31

No.27

ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

URL http://www.awf.or.jp　e-mail dignity@awf.or.jp

＜編集・発行＞　財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）　理事長　村山 富市
〒102-0074　東京都千代田区九段南2-7-6　マニュライフプレイス九段南4階
TEL.03-3514-4071　　FAX.03-3514-4072

被害者の状況、気持ちに向き合う

少しは許せるといってくれるよう努力

中嶋 滋　元運営審議会委員に聞く

1995年のアジア女性基金設立当初から99年まで、自治労を代表して運営審議会委員を務められた中嶋滋さん（現・ＩＬＯ労働側理事）は、「基金」にどう関わり、いま「基金」の10年をどのようにご覧になるか。「国民の参加」を政府が求めて設立された「基金」は、その成り立ちを離れて語れません。連合・自治労など労働界も国民参加の一翼を担ってきたのですが、その視角から、「基金」を見守るお気持ちも含めてうかがいました。

――償いの事業、とくに韓国・台湾事業の実施担当としてご苦労されたのですが、いまのお気持ちはいかがですか。

■日韓条約反対闘争「欠落」への責任

中嶋　結論的には、やはり関わってよかった。僕自身も非常に勉強になった。戦後補償問題から日本の歴史の問題、とりわけ韓国、中国をはじめとしたアジア諸国と日本との関係はいかにあるべきか。将来に向かってどういう関係性をつくりあげていくかということについて、学ぶ点が多かった。

特に金田（君子=仮名）さんが私に与えた影響は非常に大きかった。彼女は、たまたま私の母親と同じ年でした。同じ時代に生まれて、生まれた場所が朝鮮半島か日本かの違いで、これだけの差ができてしまうということを考えるとき、当時の日本が彼女たちの人生に与えた負荷――あまりにも大きく深い傷を彼女に負わせている。

その後金田さんが、「私が平凡な一生を送れたとしたら、あんたくらいの子どもがいたんだよね」と言われたときは、何とも言えない気持ちになりましたね。金田さんをはじめあの年代の人が受けた傷を、その息子の世代である僕がどういうふうに対応できるのか、すべきなのかということを非常に強く感じました。それだけでも僕にとっては非常に大きな教訓だったんです。

もともと僕が社会的な運動に本格的に関わりだしたのは1964年から65年。日韓条約締結反対闘争というのが当時の学生運動の１つの大きな課題だった。当時の問題意識は、日米韓の反共軍事同盟強化反対という極めて政治的な視角からのみ考えていた。しかし、日本がかつて朝鮮半島の人々に対してどのような侵略、植民地化というプロセスと実態のなかで傷を負わせ、それに対してどう追跡し歴史的に責任を果たすか。それが当時の日韓条約のなかにはっきりと盛り込まれていないということに対する批判は、当時の学生運動も労働運動も非常に希薄だったんですね。そういう日本

側の取り組みが、条約反対闘争から戦後補償をきちっとして新しい関係をつくりあげていく契機を運動的には失わせしめた。位置づけの貧しさがそうさせたという意味で、被害者に対して十全な補償がなされていないという責任の一端を、運動に関わった側としてもつべきであるという考えがありました。

――当時ようやく戦後補償に目が向いて、「慰安婦」問題も課題になっていきました。

中嶋　それを痛感したのが村山政権の樹立で、戦後50年を契機にして、いままでなし得なかったことをという社会的な機運も高まった。その思いをもう一度もって、戦後補償が法的賠償としてきちんとなされるべきであるという立場に立っていました。だから村山政権がこの基金構想をつくっていく初めの段階では、むしろ批判的、反対であるという立場。曖昧にしてはならない、被害を受けた方々に対してきちっと賠償、補償をすべきであると思っていました。

　では、具体的、現実的に償いの気持ちを表すためにどうしたらいいのか。思い至ったのは、韓国の被害当事者の人たちにお会いしてお話を聞いていくなかでした。いずれも過酷な半生を送られて、精神的にも肉体的にも非常にダメージを受けている、しかもどんどん高齢になっていく。理想的に賠償として実現していくということを追求しつつも、命の時間との競争という側面をもっている課題ですから、それに応える現実性、また具体性をもった対応が必要であろうと考えました。最終的に批判的関与という道を選んだというのが、基金に対する当時の基本姿勢でした。

――政権与党は「自社さ」連立でしたが、当時の総理府や外務省も内閣の意思を受け止めて進めましたね。

■「特別な切り口」という追加措置

中嶋　全体としてそれぞれ、善意とか真摯な気持ちはもっておられた。政府の官僚としては、いわば戦後50年を契機にして、のどに刺さっている骨を抜いておかないとこの後の国家としてのありように齟齬をきたす可能性、危険性があるから、なんとしてもそういう骨を抜く努力はしないといけないということであったと思いますね。

　サンフランシスコ条約とそれを処理した二国間の条約で全部法的にきりがついている。この立場は絶対曲げられないということは、不動のものとして彼らにはあるわけですね。けれども人道的な立場から、特別な切り口で議論が成り立つ課題の設定ができる分野については、特別な措置ということを自民党を中心とした政党を説得してするように努力しなきゃいけない。官僚として、将来に向かって大きな障害になってしまうかもしれないトゲを抜くようになんとかここでやろうとした。

　基本は法的には終わっているが、被爆という特別な切り口で人道的立場からの特別な追加的な措置ができる。２番目、家族離散という特別な切り口。これはサハリン問題等がそうです。

　もう一つが性という切り口で、この「慰安婦」問題。同じ強制的手段で連れていかれたという意味では同じで、切り口が違うというわけです。僕らは、特別の切り口で追加的措置という形態をとってもやることを通じて、どのように全体的な補償、賠償にもっていくかを考えていて、同床異夢的なところがあった。

――戦後50年、戦後補償への取り組みでも議論はさまざまありました。

中嶋　半世紀ですからね、過去を振り返って将来に向かう一つの節目で、いまやっておかないと禍根を残すという心情をもつ時期だったのかもしれません、日本の場合はその時に「自社さ」という戦後なかった枠組みができたという政治的なタイミングがあった。

　「基金」反対派の人たちは、一緒にやっていればもっと賠償に近いものを実現できたかもしれないという。けれども、逆に圧倒的な保守政治勢力があって、社会的な動向としても戦後補償問題は遠い過去のこととして一般市民社会では受け止められて、牢固とした考え方が根を張っている部分もまたある。そういう政治社会状況のなかで何ができるか。被害当事者の命の時間との競争という局面のなかで、短時間にきちっと成果を固めて届けることを考えたときに、逆に原則論ばかり言って外から反対、反対ということに全精力を集中して対応して、いったい何が生まれたのか。一緒にやって、中から「基金」の事業をもっと豊かなものに、あるいは当事者の気持ちや状況に添ったものができたのではないかというのも議論としてはあると思う。

　結果を見てみますと、現在ちょうど「基金」が発足して10年、事業を受け止められた方も、また受け止め

られなかった方も被害当事者の多くが次々と亡くなられている。僕は彼女たちが存命のあいだにわれわれの償いの気持ちを届けられたということの意味は、これは直接彼女たちにお会いする機会を得た人間だからそう思うのかもしれないけれども、やはり原則論だけで何事もできなかったのと比較をすれば、大きな意味があったのではないかと思っていますけどね。

労働運動でも、若い人たちが日本の戦後補償問題に取り組んでいる市民運動の方々とか、韓国の市民運動の方々や韓国遺族会も含めて交流するなかで、運動の幅というか、とりわけ人権問題の重要性―これ女性の権利の問題も当然含まれますが―に関心領域が広がり、当然運動課題としての幅も深みも増すということになったといえるでしょう。

――労働運動と市民運動の接点でいうと、自治労鳥取県本部などの動きがありました。

中嶋　1965年の日韓条約締結反対闘争に、労働運動として取り組んだことが経験としてあるわけです。当時の鳥取の委員長は、まさに僕と同い年の人でね、彼はそのとき労働運動の現場にいて、同じような思いをもたれていた。

彼は実践的であって、若い世代の組合員に戦争被害当事者との対面、交流を通じて戦争の悲惨さなり、自分たちが加害の側に立たされているということと、被害の側に立たされた人と本当に人間同士向き合って、未来はそこからしか開かれないと考えた。「慰安婦」とされた人々を鳥取に招待して、若い組合員の家にホームスティをしていただいて、夜通しさまざまな経験を語り継いでもらうというプランを実施した。若い組合の人が自然に被害当事者の肩を揉んだり、足をさすったりする。その中で本音をとつとつと日本語で伝え、語る。そういう交流を通して、こんな人のいいおばあさんに過酷な目に遭わしたのが自分たちのおじいさんの世代であることをその若い組合員が感じ取っていく。自分がどう向き合うかということで、そのあと友達や組合の仲間を誘って韓国に旅行に行って、おばあさんのところを訪ねて泊めてもらって…と発展していった。そういう取り組みが鳥取県本部だけではなく、いくつかのところであって、そういうことを基盤にして「基金」の国民の償いの気持ちを表す拠金活動についても関わっていく。実際に被害当事者に会って、そういうことをやったところは、いまできること、自分たちの気持ちをどういうかたちで具体的、実質的に届けるかという観点から、「基金」に対し一定の批判をもちながらも積極的にその募金活動をやっていったわけですよ。

――償いの事業の実施内容、スキームを固める過程で大変な議論を重ねました。そして今、「基金」はアフターケアを課題にしています。

■「基金」事業完成の意味でアフターケアを

中嶋　実施のスキームをどうつくるか、私は当時の外務省のアジア地域政策課の人々とか、内閣官房の外政審議室の人々とずいぶんやりあって、ほとんど殴り合い寸前ぐらいまでいったことは何回もあって、夜中の２時、３時まで何日ものそうした経験を、いまとなっては懐かしく思い出します。被害当事者の方々はこういう実態に置かれ、こういうふうに思っていますよ、それに応えるようにしないとこの事業全体が必ず失敗しますよという説得の仕方を含めてつづけた。彼らがそれなりに努力をして、当初考えられていたスキームを被害者のおかれている実態や気持ちに近づけることもできたのではないか。

この間、金田さんをはじめ僕が非常に多くのことを教えてもらった人が、次々と亡くなっておられて非常に悲しい思いをするんですが、「忘れることは決してできない、しかし少しは許す気になれたよ」ということ、その許す気になれる度合いを少しでも深めていく最後の努力を「基金」はすべきだと思いますね。その最後の努力というのは、フォローアップとアフターケアとか言われている課題で、僕は基金の事業の成果が最終的に問われるのはいまだと思うんですね。まさに彼女たちがつらい人生の最終局面に立ち至っていて、明日はわが身かと思わざるを得ない状況のなかで日々暮らしておられるのが現状でしょう。そういう彼女たちに、許す気を少しでも多くもっていただくというのは、われわれにとっても非常に重要なことであろうと思うんですね。

だから、店閉めの清算事業的な観点からは、このフォローアップ、アフターケアをやってはならない。やはり、基金の事業を最後に完成させる意味のある事業として考える。画龍点睛を欠くと言いますけど、この課題については、そういう基本的な位置づけというのを大事にした取り組みをすべきではないかと思っています。

僕は原（文兵衛）前理事長には本当に感謝をしたいと思っています。僕は学生運動をやって、警視総監原文兵衛の名前でよく逮捕、勾留されました。まさか「基金」で一緒に仕事をさせていただくとは思ってもみなかった。原さんが、現場つまり被害当事者とその実態と向き合って、その方たちの気持ちを踏まえての意見は最も重視をするし、それを尊重しますよという態度に徹してくれた。僕らにも、そういうことで仕事をどうぞ進めてくださいと言ってくださったから、ずいぶん力づけられて、ありがたかったですね。

原理事長は、僕が学生のときにもっていたイメージとはまったく違っていた。やはりあの見識と温かいお人柄、僕は尊敬しています。非常に多くのことを教えてもらった感じです。あの方は、だから金田さんや被害者の人に会っても、話の聞き方とか接し方とか、率直に言って頭の下がる対応をされました。差別感っていうのは一切感じさせない。被害を受けた方の大多数は当時の朝鮮半島のなかで最も貧しい、下層に位置づけられた人々の子どもだったわけですね。字が読めない・書けない人も多い。だけど悲惨な人生から学び取った人間としての立派さがある。そういう人たちに原さんは、本当に人間としてちゃんと向き合っていたということです。口では高邁なことを言うけれども、態度を見ていると明らかに差別的に扱っていたり、見下したりという人もありますからね。原さんはそういうことは絶対なかった。僕は、原さんと一緒に一時期仕事ができたことは非常によかったなと思っています。

――「慰安婦」問題で、結局は、被害者にどう向き合うかが問われました。

■許されない運動・政治的立場への利用

中嶋　日本の運動団体も政治家も、たぶんに自分たちの運動的なアリバイに使ったり、政治的な立場表明の道具に使ったりしてきたのではないか。そう感じ取れるような悲しい対応をした人々、団体というのはあると思う。「基金」を受けた被害者を「売国奴」呼ばわりするなど、許されないことだと思います。それは内外を問わず感じていることですね。

運動の論理とか、ある種学問的とかの論議で正義か否かみたいな切り口だけで論ずることができる課題であったら、それはそういう次元でおやりになるのはいい。しかし被害当事者がいて、その人たちの生活の実態と切り離せない気持ちがあって、しかもその人たちが目の前にいつ自分の一生を終えるかわからない時間的な切羽詰った状況がある。そこでどうするのかを考えると、簡単にイエスかノーの思考様式でものが律せられることはないと思うんです。僕は自分なりに被害者のおかれている実態と、そのお一人お一人の気持ちをやっぱり受け止めた対応はしていきたいと思っていますね。

「慰安婦」とされた方々の家（アパート）に行ったときに、風呂もなく洗面所とトイレのところにシャワーの蛇口だけがついて、プラスチックの桶で行水みたいにお風呂に入っているわけですね。寒いときなんか大変だろうなというのを見て、「金田さん、何年生まれ。いくつ」と聞くと母と同い年だった。ショックを受けてね。ふっと、自分が「慰安婦」にさせられないでそれがうまくすり抜けられたとしたら、同じぐらいの息子がいても不思議がなかったんだといわれた。それをどういう思いで言ったかね、それを考えるとやっぱりつらいですよ。どこかに金田さんに対する思い、ああいう人を生み出した日本のあり方に、やっぱり最後までこだわり続けないといけないという気にずっとさせられていますね。

――終わったなんて、とても思えない。

中嶋　思えない。金田さんのああいう言葉をじかに聞かなかったら気がつかなかったもしれない。亡くなる前の年だったか、日本に最後に来たときに、周りから「ほら、金田さん、恋人の中嶋さんが来たよ。一緒に並んで写真を撮りなさい」と言われて、「髪の毛ボサボサで化粧してないから、だから一緒に撮れない」と言って…。その写真では彼女は顔を隠して写っている。そういう可愛いところがあったですね。

金田君子＝仮名＝さんは中国で日本軍の「慰安婦」にさせられ、1945年帰国。2005年1月、ソウル近郊で亡くなった。韓国遺族会の戦後補償請求訴訟原告の一人。

「日韓・市民の時代をどうつくるか」

「慰安婦」問題と「韓流」で3日間の対話

日韓学生のフォーラム2005を開催

アジア女性基金は、「日韓学生のフォーラム2005」を2005年12月7日から9日にかけて、東京・千駄ケ谷のホールを会場に、外務省後援で開きました。「歴史・対話シリーズとしては7回目、日韓学生では4回目にあたります。今回の主題は「日韓・市民の時代をどうつくるか――韓流と『慰安婦』・歴史問題、未来への対話」。「日韓友情年2005」事業企画として、日本と韓国の学生が集まり、韓流ブームや歴史を語り合い、未来を描く。――これまで「日韓」を主導してきた専門家、エリートたちを超えて一人ひとりが出会いと体験と対話を大事にする関係づくりを目指しました。

2005年12月7日・8日分科会を経て9日の公開フォーラム（東京・SYDホール）

今回も学生たちが共通テキストとしたのは『「慰安婦」問題とアジア女性基金』(東信堂)。事前に読み、集まりました。7日の対面のあと、8日には分科会・1で過去・「慰安婦」問題を軸に、市民社会と過去・歴史問題を、分科会・2では、現在から未来へ・韓流を軸に――文化市民交流の定着と政治・過去問題の扱い方、市民社会の課題をとりあげて討論。9日の公開フォーラムでは、それらをもとに論点をさらに整理し深める対話を積み重ねました。

政治問題は日韓にあるけれども、互いへの興味、関心が高まり、年間400万人以上の相互往来が進んでいます。報道、情報はインターネットや体験で検証され、日韓関係は生活・文化次元で変わりつつあります。この“新しい風”を定着、深化させるために、どうすればよいか。事実と検証によって国家・社会、歴史問題を問い直すとともに、人びとが信頼関係を築いていくことが大切になっています。その主体は未来を担う学生。このフォーラムは、日韓学生たちの直接対話と共同行動として実施されました。

「こんどは韓国で会いたい」「たがいのイメージ、間違った思い込みに気づいた」といい、学生たちは短期間に友だちになって、Eメールアドレスを交換しあったようです。

参加した学生の事後レポートが、この学生フォーラムの意味を表しています。

互いに理解しようと率直に対話

▽私は、難しかろうが韓国と日本もやはり「幼稚」が「偉さ」に再生することができると信じる。これからの韓日両国の関係は「歴史」を中心にした支配権を取るための「男性的疎通」ではなく「文化」で括られる「女性的疎通」にならなければならなかろう。（チョン・ダフン、西江大学校）

▽人種・性・階級の障壁は消えて、特に加害者という立場で反省し、市民皆が参加する姿は本当に大切なことです。常に未来のみを展望するのではなく、過去に対する誤った点を率直に認識し、直していこうとする努力のみが韓国人の心を振り向かせることができると思います。（イー・ヒョンスン、関東大学校）

▽加害者国家＝日本、被害者国家＝韓国という公式は間違っていた。他者というのは外部（日本）ではあるが、内部（私たち）の中にもある。共同体中心的な思考を捨てて、人権的な接近でこの問題を解決しようとする試みが、この問題を解決するための最初のスイッチである。（キム・ジュヒ、ソウル女子大学校）

▽私を悲しい思いにさせた話の一つは、韓国内の「慰安婦」関連市民団体や関係者がアジア女性基金から「補償金」を受けた7人の「慰安婦」被害者に対して取った態度でした。基金側で韓国側のパートナーとの事前協議なしに事業を一方的に推進したことが問題を招いた理由であるし、基金に反対するわけも理解しますが、7人のハルモニを「売国奴」 扱いしたことは我が国の歪んだ民族主義を端的に見せている例だと思います。自分たちの名誉回復や日本の国家賠償ではなかったといって、現実問題を超越した民族の闘士や正義の守護者として作りあげようとした人々を見ると、多くの韓国人にとって日本軍性奴隷問題は人権問題ではなく愛国心の問題ということを、今更ながら悟るようになりました。(シン・ヒソク、延世大学校)

▽残念に思うことは、今度のフォーラムが最後になるという噂である。韓日両国の学生が交流するこのようなフォーラムが長く続き、そして拡がったらば第二の私、そして私たちのような学生がお互いに対する思いと理解の幅を広げて、少しでも心を開いてこの時代をともに生きて行くことができるだろうにと思うのである。(キム・ミンジョン、建国大学校)

▽重要なことは被害に対する補償に先立って政府レベルでの「慰安婦」事件に対する真相の糾明と謝罪ではないかと思う。日本政府のこのような立場に比べて、日本国民たちの態度はひとりひとりの真心と気持ちを集めてアジア女性基金に後援をするなど、心のこもった補償の気持ちを伝えようとする努力につながっているという点で、まことにありがたいと言うほかない。(パク・ミヒ、関東大学校大学院)

▽ある韓国の学生が、「私の力の源泉は韓国人であること。そのことに誇りを持っているし、だからこそ頑張れる。」と話してくれた。一般的に日本人は日本人であるという意識が薄くアイデンティティが曖昧だと言われるように、私もこうした感情は持っていなかったので大変興味深かったのをよく覚えている。このように共通点と相違点を肌で感じることは、国家レベルでの良好な関係を築く上でも必要不可欠ではないか。(井口弘美、中央大学)

▽参加したことにより、私が今まで目を背けてきた問題に真っ直ぐ目を向けることができ、そして終わった後も自分なりにそのことについて考えるようになりました。このフォーラムは私の中で一つの“きっかけ”だったと思います。(嘉村真裕子、早稲田大学)

▽ともに肩を抱き合い、飲んだり話したりする中で、私たち学生同士の感覚は全く同じであり、こんなにも近い存在だと実感できました。なのに、歴史認識の相違という壁のせいで遠い存在になってしまっているということはとても悲しいことだとも痛感しました。最後に「私たち大人はわかり合えなかったが、君たち若者には共に話し合い、理解し、新しい関係を築いていってもらいたい。」という李元雄先生のお言葉が今も胸に響いています。(河西智美、中央大学)

▽韓流と歴史問題を取り上げる際のマスコミの態度は全く異なり、日本では韓国に対するイメージに「ダブル・スタンダード」があると私自身は考える。そのように、メディアを中心に盛り上がった韓流ブームでも埋まらなかった日韓の溝を埋めていくのが、個人対個人の対面の出会いであり、まさに今回のようなフォーラムではないだろうか。(唐木優衣、早稲田大学)

▽われわれの親の世代が、韓国の人々と信頼関係を築くことができなかったのは、まさに、このように触れ合い、意思を通じ合う機会がなかったからではないだろうか。親身の交流がなければ、相手への想像や寛容、共感は生まれないだろう。それ以前に、相手の存在にさえ気付かないかもしれない。かつて「核兵器は人類全体の不幸」だと言った日本の多くの国民に、韓国・朝鮮人被爆者の存在がほとんど見えていなかったように。親身のふれ合い、この最も基本的なものが欠けていたからこそ、日本と韓国は長い間「近くて遠い国」であり続けてきたのだろう。(高木理、早稲田大学)

アジア女性基金は、次回は韓国で「日韓学生のフォーラム」開催を予定しています。

女性に対する暴力

暴力を未然に防ぐために

Let's All Think About How To Stop Violence!

公開シンポジウムを開催

女性に対する暴力の問題が国際社会でクローズアップされた「第4回国連世界女性会議（北京会議）」から10年。この間、世界で、そして日本ではどのような動きがあったのでしょうか。女性のためのアジア平和国民基金では、女性に対する暴力を中心に据え、「慰安婦」問題、国際人身売買、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や性暴力など、社会的認知度が低く、表面化しにくい問題に積極的に取り組んできました。2月18日、東京・渋谷区にある国連大学で、次世代を担う学生たちとともに、暴力を未然に防ぐために、私たちはいま何をすべきか考えてみました。

●暴力防止に学生の意見を

第1部は、学生４グループによる分科会発表。

「若い世代に暴力防止の大切さを伝えるためには、企画段階から学生の参加を！」との呼びかけに応じ、多くの大学から、福祉、保育、科学、法律、国際政治など、さまざまな分野の学生が集いました。４ヶ月前にはじめて顔を合わせた学生とファシリテーターでしたが、「暴力防止」という一つの目的に向かって活発な議論を重ね、その成果をアートスライドショーやサイコドラマなど、趣向を凝らしたプレゼンテーションで発表しました。「暴力を未然に防ぐというテーマにじっくり取り組むにはもっと時間が必要だ。これまでの学びをここで留めることなく更に深め、学園祭、地域、家庭などで伝えていきたい」、「同年代の学生にも受け入れられる表現方法で暴力防止の大切さを伝えたい」と、学生とファシリテーターの有志で新しいグループを立ち上げようという動きも出てきました。

●分科会

ファシリテーター

Aグループ　金城理枝（T·H·Pメディカルクリニック・サイコセラピスト）
Bグループ　瀧田信之（湘南DVサポートセンター・代表）
Cグループ　千葉まさのり（メンズサポートルーム大阪・臨床心理士）
Dグループ　吉永陽子（長谷川病院・精神科医）

●国際社会の動向、日本の動向

第2部では、女性の人権を巡る国際的な動向について国連人権促進保護小委員会委員のユリア・アントネラ・モトックさんによる基調講演が行われました。

モトックさんは、女子差別撤廃条約の条文を引用し「『女性に対する暴力』は自然なことでも、生物学的に決定されているものでもない。男性が女性を従属させるために、恐怖心をあおる手段として暴力を使うに過ぎない。女性に対する支配は、社会や家庭における男女間の不平等な力関係によるものである」と述べ、「国は『女性に対する暴力」を煽らないという責任を負うだけではなく、暴力を防ぐために介入する責任も持っている」と指摘。「国際社会では、もし国が『女性に対する暴力』に立ち上がらなければ、それは犯人と同じだけ責任を負っている。有罪であるという見方がなされてきている」と最近の動向を紹介しました。

また、従来の国境という概念が通用しなくなってきている現状を踏まえ、「国レベルだけではなく、国を超えたレベルでも女性を守るための制度が必要になっている」と述べました。

基調講演をする
モトックさん

公開シンポジウム第2部のパネルディスカッション。

●パネルディスカッション

■コーディネーター
有馬真喜子（アジア女性基金理事）

■パネリスト
番　敦子（弁護士）
明珍美紀（毎日新聞社会部記者）
横田洋三（中央大学法科大学院教授）
ユリア・アントネラ・モトック
（国連人権促進保護小委員会委員
ブカレスト大学国際法教授）

●女性や子どもへの暴力をゆるさない社会へ

パネルディスカッションでは、パネリストそれぞれの立場から、法律、メディアや学校教育、あるいは一般社会の教育について問題提起がなされました。

「女性に対する暴力があること自体が世の中に十分に知られていない」「身体的暴力に比べて、暴言などの精神的暴力や性的暴力がなかなか理解されない」など、この問題に対する無関心や無理解、そのために起こる二次被害の問題が報告されました。また、家庭内での暴力は、子どもたちにとって、とても深刻な影響をおよぼしており、ＤＶ支援は子どもの心のケア抜きには考えられないことが確認されました。

会場との意見交換では、人権侵害やいわゆるＤＶ防止法、裁判の現状などについての質問や意見が出され、パネリストを交えて活発な議論が行われました。

私達は、女性の人権が尊重される社会、女性や子どもへの暴力を許さない社会をつくっていかなくてはなりません。女性や子どもたちが置かれている現状を変えるためには、これからの時代を担う若い世代の皆さんとともに、この問題に取り組んでいく必要があります。この分科会とシンポジウムが、そのきっかけになることを期待しています。

「女性に対する暴力」
現状と今後の課題

座 談 会

日時：2006年3月5日（日）

国連大学で開催した「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」公開シンポジウム（2006年2月18日）を受けて座談会を開催しました。教育者として、弁護士として、日々、「女性に対する暴力」の問題に向き合っている方々に、現在の日本の状況と今後の課題についてうかがいました。

小西　聖子（たかこ）
（武蔵野大学人間関係学部　教授）
橋本ヒロ子
（十文字学園女子大学社会情報学部　教授）
番　　敦子
（弁護士）
コーディネーター
有馬真喜子
（アジア女性基金　理事）

遅れている心のケアや自立支援

有馬　昨年12月27日に、男女共同参画基本計画が改定され、「女性に対する暴力」の対策については、かなり盛り込まれたと言われています。この10年で、配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメントに対する法制度はでき、大きく前進したことは間違いない。では、次にどういうところに手を着けていけばよいのでしょうか。

番　法的には、2000年以降かなり進みました。特に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるＤＶ防止法）」ができたというのは画期的なことです。しかし、ＤＶや、性被害者に関しては、いまだに二次被害（被害者が周囲の人による配慮のない言葉によって更に傷つくこと）が、まかり通っている。被害者がつらい思いをしているという点では変わりありません。被害者への配慮や理解が、まだまだ足りないと思います。

橋本　日本は、フィリピンや韓国などアジアの進んでいる国と比べて、すごく遅れているという印象です。ようやく、ＤＶ防止法が改正され、退去命令の期間が長くなったのに、それに対して「居住権に反する」などといった研究論文が出てきています。マスコミなどの広報が、全然足りないのではないかと思います。

小西　そうですね、ＤＶ防止法について言えば、加害者である夫から何とか逃れて安全になるというところまで。実際にはそこから先が大変なのですが、就労や心のケアなど、長期的な問題に関しては、制度もない、お金もない、供給できるサービスもない、まだゼロに近いような

ところもあります。

世界各国共通なのですが、ＤＶの被害者の多くにうつがあり、自殺したいと考える人もかなりいます。シェルターで、いったん回復したように見えても、シェルターを出てからの方がむしろメンタルヘルスが悪いという状況です。ＤＶを目撃して育ったお子さんで、直接、虐待を受けている子どももいます。

夫から離れて、ようやくお母さんと子どもが生活するようになったとたん、今度は子どもが母親から虐待されたり、母親に対する家庭内暴力が始まったり、子どもが不登校になったり、親の失業があったり、とても大変な状況にある人がむしろ普通です。

番　生活保護を受けなければやっていけない人や、１年たってもまだ働けない人など、やはり悲惨なケースが多いですね。それでも逃げ出したほうがいいと、皆さん一生懸命ですが、現実的にはやはり生活の不安だとか、子育ての不安を抱えていらっしゃる。一時保護所から出て自分で暮らすようになっても、実家も遠い、実家の援助が受けられないとなると、孤立して精神的にも回復しづらいです。

支援者育成に力を注ぐべき

有馬　法制度はできたけれど問題がまだまだ山積している。特に、被害を受けた女性や子どもたちの心の回復や自立支援についての整備が、これからは重要ですね。

アジア女性基金では、8年間にわたって「援助者育成のためのワークショップ」（1998年度～2005年度）という、被害者のメンタルヘルスを中心に据えた研修会を行ってきました。海外や国内の専門家をファシリテーターに、全国各地から、自治体、公共機関、ＮＰＯなど、延べ4,000人の支援者が参加されました。参加者からは、知識を得るだけではなく、支援者同士が連携するきっかけになったというお声をいただいています。

小西　まず、「女性に対する暴力」につて、支援に携わる人に分かってもらわないと始まらないですね。支援者が、二次被害の発生源になってしまいますから。本来、支援者は、専門業務としての知識や技術をもつべきですが、現在は、個人の差がものすごく大きい。一方にはとても力のある人も少数いらっしゃるのですが、ほとんど経験のないかたや、自分の今までの身近な経験だけでやっていらっしゃるかたもいる。雇用の体系も雇い方も、雇ったあとのトレーニングの方法も未整備なのです。

番　専門性が必要で、大事な仕事なのに待遇が悪すぎますね。経験のある人たちも、お給料が安いし危機管理が悪すぎて、辞めてしまう。財源がついていかないとだめですね。

小西　そうなのです。ＤＶ被害者支援をきちんとやろうと思ったら、かなりの教育投資と安定した雇用が必要なのに、そこにお金はついていません。ＤＶ防止法ができ、ＤＶの被害者支援をやりたくて大学院に来る人が増えているのに、せっかく就職しても、数年やると給料も上がらないし、技術も上げることができないからといって辞めていくことが多いのです。行政は、法律ができると、それで十分だと思ってしまうようですが、“建物ができても中身ががらんどう”では意味がありません。

犯罪被害者支援の試み

有馬　昨年12月、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。独立行政法人の日本司法支援センターが４月にできるということですが、「女性に対する暴力」の被害者にも、なんらかの具体的な影響はありますか。

小西　この基本計画に「等」が入ったことに意味があります。犯罪被害者だけが対象だと、該当するのが刑事手続きにあがってくるような事件の被害者だけになってしまいます。

番　家族や遺族を含めるとともに、犯罪の枠組みを非常に広げているので、ＤＶ被害者、児童虐待、ストーカーの被害者で犯罪までに至らない被害者も入ります。ＰＴＳＤなどの治療をする専門医の研修も、基本計画には載っているのですよね。

小西　そうです。「本当に治療できる人を増やしてくれなくては意味がない。心のケアといって自己満足しているようなケアでは意味がない。」そういうご要望が被害当事者から強かったと思います。

番　犯罪被害者等基本計画の中心は内閣府犯罪被害者施策推進室です。日本司法支援センターは、法務省です。日本司法支援センターは、今後の犯罪被害者支援を担う機関として基本法の中にも、基本計画の中にも書かれていますが、どういうことを行えるかは未知数ですね。被害者支援については、情報の提供と援助に精通した弁護士の紹介の二つだけが業務とされています。ＤＶ、性犯罪、人身売買の被害者のかたへの情報提供も行いますが、

ＤＶの被害者は必ずしも犯罪の範疇に入ってこないかたが多いですから、やはりＤＶ防止法によるのだろうと思います。ＤＶ防止法の今後の改正とか整備とか運用の問題がいちばん大きいのではないかと思います。

加害者更正教育

有馬　先日のシンポジウムでは、モトックさんの基調講演で、加害者の罪を罰する必要があるというお話がでましたが、そこのところはどうでしょう。

小西　いま、ＤＶ加害者更生教育の必要性が言われていますが、強制のない加害者教育はありえないと思います。多くの国では刑法でＤＶが扱われているから、例えば刑罰の代わりに教育を課すといった代替措置ができますが、日本のＤＶ防止法は特殊な法律なのでそういう縛りがかけられない。

私は今、内閣府の加害者更生教育に関する委員会の座長をやっているのですが、法律の壁がいちばん大きいと思います。そこが全然突破できない。性犯罪の加害者矯正は、刑法で有罪になり刑務所に行った人が対象です。ＤＶや性暴力の加害者の多くは実刑になりません。加害者の問題ってすごく難しいのです。歩留まりは悪いし、お金はかかるし、そういうことを、もっとみんながきちんと、まずは知っておく必要があると思うのです。

番　被害者が、いまだに悲惨な状況にある。それを思うと、何よりも被害者にお金を出してほしいという感じになってしまいます。根本的な解決を目指すのであれば、暴力をなくす教育にお金をかけたほうが、よほど役に立つのではないかという気がしています。

国際人身取引

有馬　最近日本では、国際人身取引への取組みが大きな話題になりました。「女性に対する暴力」として大きな課題だと思いますが。

橋本　そうですね。対象になる女性は日本人でない可能性が非常に高いのですが、日本は人身売買の受け入れ国として、大きな問題になっています。アメリカの国務省の報告書でも監視対象国と位置づけられましたから。以前から、大きな問題でしたが、日本政府はかかわりませんでした。米国国務省報告でやっと重たい腰を上げて、行動計画を作り、法律改正をしたところです。行動計画ができて、法律が改正されたことは前進だと思いますが、やはり大きな問題は、日本人の男性がアジアの国々へセックスツアーに行って女性を買うことです。相手国の女性たちからは、「なぜ、あなたたち日本女性は、日本でそういう需要を減らすことをもっとやらないのですか」と非難されるのですが、もっともなことです。

番　15年ぐらい前でしょうか。タイ人の女性が売られてきて、殺人を犯してしまった事件が何件かありましたが、担当した検事は、「性産業についている女性も悪い」という言い方をしていました。結婚という、表向き正当な形式をとった人身売買なども、買う人の意識の問題も含めて考えていかないとまずいだろうと思います。

橋本　今度の人身売買基本計画は、教育の問題にほとんど触れていないのです。けれども、私はもっと学校教育で、人身売買しないための人権教育や、ＤＶにも関係する暴力防止の教育をしていかなければならないと思います。日本には、男は多少暴力を振るっても買春をしてもいいのだという、何か社会通念みたいなものが、残っているような感じがしますね。

暴力防止教育の重要性

有馬　最近、デートＤＶやレイプなどが話題になっていますが、特に若い人に向けて、この問題をどう伝えていくかというあたりは、大きな課題ですね。

橋本　性教育に対する攻撃が強くなり、まともな性教育ができないような状況ですが、性教育や人権教育が大切ですね。学校教育できちんとやらなければいけないことだと思います。

小西　多分、今までの性教育や人権教育だと、暴力は扱いきらないと思います。やはり、暴力を防止する教育というものが要ると私は思います。性的な問題、そしてパワーとコントロール、コミュニケーションなども含めた暴力防止教育が必要です。

有馬　ありがとうございました。公開シンポジウムでも、10代の学生に対する暴力防止教育の重要性が語られました。“女性や子どもへの暴力を許さない”そういう社会をつくるために、教育現場や地域で、暴力防止教育を積極的に取り入れていく必要がありますね。これからの時代を担う若い人たちとともに、この問題を考えていければいいなと思いました。

インドネシア事業報告

最終年度事業計画が決まりました。

アジア女性基金の償い事業として、1997年3月25日、基金はインドネシア政府社会省との間に覚書を締結し、インドネシア政府が行う高齢者社会福祉推進事業を支援してきました。総額3億8,000万円の規模で10年間にわたり基金が支援を行い、インドネシア政府が事業の実施機関となって高齢者福祉施設を建設するというものです。このたび最終年度となる2005年度の事業計画が決定しました。建設が計画されているのは14州、27ヶ所の施設です。その中には2004年末に起きた津波に襲われ、壊滅的な状況となったアチェ州の施設建設も予定されています。

またこの最終年度計画には、これまで「慰安婦」被害者を支援してこられたNGOが計画し、インドネシア社会省が協力して建設する施設も含まれています。

すべての施設の建設完了は2006年12月を予定しており、そのときをもってアジア女性基金の「償い事業」は終了することになります。

すでに完成した施設（東ジャワ州）

アジア女性基金のＨＰが永久保存されます

アジア女性基金のホームページが、国立国会図書館のインターネット資源選択蓄積実験事業（WARP）に保存されました。現在はもちろんのこと、2007年3月の基金解散後も、基金の設立趣旨や理念、事業実施の経過、収集した史資料、これまで基金が作成した刊行物など、10年余の蓄積をWARPを通してご覧いただけます。どうぞご活用ください。

http://warp.ndl.go.jp

WARP（Web ARchiving Project）とは、平成14年度から始まったインターネット上のウェブサイトや電子雑誌を収集し文化資産として保存する実験プロジェクトです。